

暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、また、姫路市が発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記のとおり誓約します。

記

1 暴力団排除に関すること

- (1) 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しません。
- (2) 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前項に該当する者をその受託者としません。
- (3) 前二号に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の姫路市長が行う一切の措置について異議を述べません。
- (4) 姫路市長がこの誓約書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に第1号に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

2 適正な労働条件の確保に関すること

- (1) 姫路市から受注した業務に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
- (2) 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約したものを受託者とし、姫路市長の求めがあった場合は、その誓約状況を説明します。
- (3) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 契約の履行に係る業務において、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときには、契約の解除、違約金の請求その他の姫路市長が行う一切の措置について異議を述べません。

年 月 日

（宛先）姫路市長

所在地又は住所

法人名又は屋号

代表者職氏名

注：受任者が有る場合も必ず代表者名を記入すること

姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号） 抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 省略

（市の事務及び事業における措置）

第 7 条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

別表（誓約事項 2(1)(2)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴取等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）